

令和4年神審第32号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 B操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年9月11日11時00分

兵庫県生石鼻南方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	モーターボート	モーターボート
-----	-----	---------	---------

	A	B
--	---	---

総 ト ン 数	2.3トン
---------	-------

全	長	3.15メートル
登	録 長	9.10メートル
機	関 の 種 類	ディーゼル機関 電気点火機関
出	力	147キロワット 1.47キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵区画を配し、同区画前部中央に舵輪、その下方にGPSプロッター及び魚群探知機、右舷壁際に機関遠隔操縦装置等がそれぞれ装備されたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.7メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年9月11日06時00分兵庫県由良港を発し、生石鼻南西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、約15ノットの対水速力で航行すると、船首部の浮上により、操舵区画右舷側の座板に腰掛けた姿勢で前方を見ると、正船首から左舷側に14度及び右舷側に10度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）を生じることから、平素、船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、06時10分前示釣り場に到着し、釣りを行ったのち、帰航することとし、周囲を一見して船舶を認めなかったことから、予定進路線上に航行の支障となる他船はいないものと考え、10時54分半僅か前生石鼻灯台から228度（真方位、以下同じ。）1.47海里の地点で、針路を生石鼻南方沖合に向く061度に定めて発進し、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、3海里の範囲を表示させたGPSプロッターを作動させ、座板に腰掛けた姿勢で操船に当たり、10時58分生石鼻灯台から209.5度1,160メートルの地点に達したとき、正船首930

メートルのところにBを視認することができ、船首を北西方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、11時00分生石鼻灯台から157度610メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷中央部に前方から74度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、小型船舶として船舶検査が不要なミニボートと呼称される船外機を船尾に装備した、膨脹式ポリエステル製モーターボートで、b指定海難関係人が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.1メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日06時00分由良港を発し、兵庫県成ケ島南東方沖合の釣り場に向かった。

b指定海難関係人は、06時20分前示釣り場に到着し、釣りを行ったのち、生石鼻南方沖合の釣り場に移動することとして成ケ島南東方沖合の釣り場を発進し、10時50分衝突地点付近で、船首を北西方に向けて機関を停止し、漂泊を開始した。

b指定海難関係人は、同乗者を中央部に配し、自身は船尾部で右舷方に向いて釣りを再開し、周囲を一見して船舶を認めなかったことから、自船に接近する他船はいないものと考え、10時58分衝突地点

で、船首が315度を向いていたとき、左舷船首74度930メートルのところからAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b指定海難関係人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、11時00分僅か前左舷方を向いていた同乗者の大声で振り向いたところ、左舷方至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じ、Bは、右舷中央部チューブに破損及び左舷中央部チューブに擦過傷を生じ、のち廃船処理され、Bの同乗者が左脛腓骨近位端開放骨折、骨盤骨折、右肩関節脱臼等を負った。

(航法の適用)

本件は、生石鼻南方沖合の瀬戸内海において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、生石鼻南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分

で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、生石鼻南方沖合において、由良港に向けて帰航する場合、船首死角を生じていたから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年5月30日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美